

令和5年3月17日

令和 5 年 3 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和5年3月17日

午後2時

2. 場 所

能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司	11	佐々木博子
		12	安井 鐘美
3	大鐘 正彦		
4	佐々木 力	14	大高 清勝
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美	17	袴田 謙
		18	高橋 英敏
9	舩谷 雅弘	19	平川 義市
10	菊地 勝美		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	工藤 次雄	8	小川 繁
13	福司 貴徳	16	工藤 玲子

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	池 田 誠
係 長	長 谷 川 直 人
行政専門員	今 井 一 晴

<p>6. 案 件 議 案 番 号</p> <p>7 8 9 10 協議事項1 報告事項1 報告事項2 報告事項3</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請（知事許可）について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農作業労働賃金の目安について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する回答について</p> <p>非農地判断について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号2番 工藤 次雄 委員、8番 小川 繁 委員、13番 福司 貴徳 委員、16番 工藤 玲子 委員の4名です。 19名中15名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号6番 渡部 正人 委員と議席番号7番 金谷 和美 委員の両名 をお願いします。</p> <p>それでは、次に、<b>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>を議題とします。まお、関連がありますので、報告事項1と併せて事務局の説明をお願いします。</p>

熊谷治 委員 今回の許可申請は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長 ただ今、熊谷 治 委員より説明省略の声がありました。説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、**整理番号17番**を先議します。

1 番 飯坂 司 委員は、暫時ご退席願います。

(飯坂委員 退席)

議 長 **整理番号17番**について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**整理番号17番**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって本案件は承認することに決しました。

(飯坂委員 着席)

議 長 飯坂 司 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議 長 続いて、**整理番号28番**を先議します。  
14番 大高 清勝 委員は暫時ご退席願います。

(大高委員 退席)

議 長 **整理番号28番**について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**整理番号28番**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を

お願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって本案件は承認することに決しました。

議長 飯坂 司 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

(大高委員 着席)

議長 次に、他の案件について質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**議案第7号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請（知事許可）**についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せて事務局の説明を願います。

事務局 **議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書（知事許可）**の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、1件で、所有権移転が1件、譲渡人が25人、譲受人が1人です。申請土地の面積は、田が70,163㎡、畑が6,317㎡で、合計76,480㎡です。

なお、この案件は、合意解約の通知がありますので、先に報告事項1、合意解約の説明をしたいため、51ページをご覧いただきたいと存じます。

合意解約、件数22件、賃貸人21人、賃借人13人、解約した土地の面積は田110,916㎡、畑2,558㎡、合計面積が113,474㎡になります。

次に、52ページをご覧ください。

整理番号3、解約した土地の所在は、扇田字道地家下■■外5筆、地目は田、面積は7,805㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

次に整理番号4、解約した土地の所在は、扇田字道地家下■■外12筆、

事務局

地目は田、面積は14,473㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

53ページをお願いします。

整理番号5、解約した土地の所在は、扇田字塚下■■■■外6筆、地目は田、面積は6,140㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

整理番号6、解約した土地の所在は、扇田字塚下■■■■外1筆、地目は田、面積は2,072㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

整理番号7、解約した土地の所在は、扇田字塚下■■■■外2筆、地目は田、面積は3,006㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

整理番号8、解約した土地の所在は、扇田字道地道下■■■■外2筆、地目は田、面積は3,242㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

整理番号9、解約した土地の所在は、扇田字道地道下■■■■外1筆、地目は田、面積は1,268㎡、離作条件はなし、解約事由は転用売買のため、合意解約成立日、土地の引渡月日ともに令和5年2月28日です。

以上、議案第8号に係る合意解約の内容であります。

それでは、議案第8号の転用事業の内容に戻ります。12ページをお願いします。

所有権移転 整理番号1、申請地は、扇田字道地悪戸■■■■ほか88筆、地目は、田が76筆で転用面積は70,163㎡。畑が13筆で、転用面積は6,317㎡。合計で76,480㎡です。売買価格は■■■■。申請事由は、工業団地造成のためとなっております。

申請地の位置は16ページです。申請地は、扇田のJAあきた白神カントリエレベーターの南側に広がる一団の農地で能代工業団地の区域に隣接する場所に位置しております。申請地の北側と西側は能代工業団地用地となっており、南側には、JRの線路が通っており、東側は道地の集落となっております。申請地は、都市計画の用途地域が第一種住居地域に指定されていることから、農地区分は第3種農地です。

土地の利用計画は17ページです。

転用事業の譲受人は、■■■■、中国木材㈱の能代進出により、能代工業団地の募集用地がすべて埋まり、さらに用地が不足することから、申請地を■■■■、工業団地用地を造成しようとするものです。

農地転用の予定地は、右側の枠で囲んだ区域となり、左側の既存の工業団地用地は、既に中国木材の関連会社が取得しており、工事が着工されております。

転用予定地において、市が行う造成工事の内容は、転用地前面に40cmから1m程度、盛土し、地盤改良を行い、西側の中国木材関連会社取得地を除く周囲を約20m程度、緩衝帯として緑地にして、東側に排水用の水路を設けるというものです。

市は、農地転用許可が下りれば、この度の転用申請地を造成し、工業団地を拡張させた上、その後、中国木材の関連会社に売却する計画です。

事務局

転用事業に当たり、申請地の東側に転用しない田と、北側にも一部の畑が残りますが、東側に残る田については造成工事により既存の農道や水路が利用できなくなることから農道と用・排水路を設けることとしております。北側に一部、残る畑については、南北の既存の道路を利用でき、水も既存の給水設備を引き続き利用できることから今後の営農に特段の支障はありません。

用地造成に伴う農地被害防除については、西側以外の外周部に幅20mほどの緩衝帯として緑地を設けます。今回の転用事業は、土地の造成のみで申請地に建築物を建てる計画ではないため、汚水の発生はなく、雨水は市が設置する水路へ放流することとしております。

また、転用予定地は扇田水利組合の区域となっておりますが、水利組合から転用事業について同意書が提出されております。

事業費については、XXXXXXXXXX確保されていることを確認しております。

法令により義務付けられている行政庁との協議の状況についてですが、開発行為は現在、事前協議中で、道路工事施行承認申請と法定外工事施行許可申請については、事前協議は終了しており、今後、許可の見込みとなっております。

最後に転用面積が2haを超える場合は、秋田県知事の許可になりますが、さらに転用面積が、4haを超えているため、県知事が許可するにあたって、農林水産大臣協議を要する案件となることを申し添えます。

今後、市の農業委員総会の意見を付して県知事に申し送りすることとなります。

以上よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

佐々木博子委員

3月6日(月)、現地調査班 第4班 7番 金谷 和美 委員、15番 佐藤敏彦 委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

**整理番号1**の現地は、周囲の境界は明確で、事前着工はありませんでした。転用目的は、工業団地の造成ということですが、周辺の土地への影響に配慮された計画であり、残された農地の営農に支障がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。  
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**議案第8号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、2件。所有権移転は1件、譲渡人が1人、譲受人が1人で、申請土地の面積は畑が324㎡です。賃借権設定は1件、賃貸人が1人、賃借人が1人で、申請土地の面積は、田で1,556㎡の内145㎡です。

20ページをお願いします。

所有権移転 整理番号1、申請地は昇平岱■■■■、地目は畑で転用面積は324㎡。価格は■■■■、申請事由は進入路です。

申請地の位置は21ページです。申請地は、昇平岱のラーメンとん太の北側約60mに位置する長年、耕作されていない畑で、東側が市道、西側と南側は譲渡人の所有する雑種地、北側は宅地と畑となっております。申請地は、都市計画の用途地域が第1種中高層住居専用地域に指定されていることから、農地区分は第3種農地です。

土地の利用計画は22ページです。

譲渡人は、■■■■、今回の申請地に、自らの所有地へのアクセスのため進入路を設けようとするものです。この進入路は、申請地の北側の畑の所有者も利用できるようにすることです。

事業計画では、申請地は、長年耕作されておらず、現在も北側の畑の所有者が事実上、通路として使用しておりますが、転用計画では、盛土は行わず、そのまま使用することとしております。申請地に建築物を建てる計画ではないため、隣接する農地への影響はないものと思われ、汚水の発生もなく、雨水は自然流下させることとしております。

事業費■■■■、事業資金を確保していることを確認しております。整理番号1の説明は以上です。

20ページをお願いします。

賃借権設定 整理番号2、申請地は鹹渕字中嶋古屋布■■■■、外1筆、地目はすべて田で転用面積は、1,556㎡の内145㎡で、申請事由は風力発電事業に係る送電線工事のためのう回路です。申請地は、都市計画の用途地域が第1種住居地域に指定されていることから、農地区分は、第3種農地です。転用期間は、許可日から本年9月30日までの一時転用です。

賃借人である■■■■は、陸上風力発電事業である(仮称)能代山本広域風力発電事業における風力発電機本体の受注会社であります。発電した電力の送電線の工事も担っており、送電線設置工事に伴



事務局	<p>い、農地を一時転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第五小学校の北西約300mの農地で、既存の農道が送電線工事により、一時的に利用できなくなるため、農地の一部をう回路にしようとするものです。位置図は23ページに、土地利用計画図は24ページに記載しております。</p> <p>転用計画では、農地に鉄板を敷く計画としており、工事終了後はすみやかに鉄板を撤去することとしております。汚水の発生はなく、雨水は自然流下させることとしております。</p> <p>また、本件に係る風力発電事業に関する事業費 [REDACTED]、事業資金が確保されていることを確認されております。</p> <p>議案第9号の説明は以上になります。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。</p>
佐々木博子委員	<p>3月6日(月)、現地調査班 第4班 議案第8号と同様の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p><b>整理番号1</b>の現地は、境界は明確で、事前着工はありませんでした。転用目的は、進入路ということですが、周辺の土地への影響に配慮された計画で北側の農地へも支障がない計画であることを確認してきました。</p> <p><b>整理番号2</b>の現地は、境界は明確で、事前着工はありませんでした。転用目的は、う回路ということですが、周辺の土地への影響に配慮された計画で、東側の農地へも支障がなく、事業終了後、すみやかに農地へ復元する計画であることを確認してきました。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p><b>議案第9号</b>について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>次に<b>議案第10号 農用地利用集積計画</b>についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せて事務局の説明を願います。</p>

金谷和美委員 今回の利用集積は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 ただ今、金谷 和美 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、**整理番号 5 番**を先議します。

17番 袴田 謙 委員は、暫時ご退席願います。

(袴田委員 退席)

議長 **整理番号 5 番**について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**整理番号 5 番**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(袴田委員 着席)

議長 袴田 謙 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

続いて、**整理番号 4 7 番**を先議します。

18番 高橋 英敏 委員は暫時ご退席願います。

(高橋委員 退席)

議長 **整理番号 4 7 番**について、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**整理番号 4 7 番**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって本案件は原案のとおり承認することに決しました。

(高橋委員 着席)

議長 高橋 英敏 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。  
次に、他の案件について質疑を行います。何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**議案第10号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**協議事項1 令和5年度農作業労働賃金の目安**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農作業労働賃金の目安ですが、農業委員会が農作業労働賃金を定める義務はありませんが農家が作業を受委託する際の話し合いを円滑にさせていただくため、目安料金として情報提供してきております。

令和5年度の農作業労働賃金の目安として、令和4年の秋田県の最低賃金が1時間当たり31円上がって853円になり、1日8時間労働した場合、賃金が6,824円になったことから、現行の農雑作業1日あたり6,600円を300円引き上げ、6,900円に引き上げ、その他については、料金を増減させるような要因は特に見当たらないことから、据え置きとしております。

また、水田代かきの備考欄に、代かきの作業の内容を明確にする目的から、「植え付け可能な程度まで」という表記を備考欄に追加しております。  
事務局からの説明は以上です。

議長 本案につきましては、農政専門委員会で審議をしておりますので、農政委員長から審議の概要を報告願います。

熊谷治農政専門委員長 2月16日、農政専門委員会を開催し、農作業労働賃金の目安について協議しました。

事務局からは、最低賃金の改正を考慮し、農雑作業は引き上げ、その他は増減する事情は特に見当たらないとの説明がありました。

委員会では、事務局案に従い、各作業料金について検討し、特に水田代かきの料金については、代かきを複数回行う場合、金額が安いのではないかとの意見が農業委員へ寄せられたとのことから、その料金について検討しました。

近隣市町の動向も踏まえた検討の結果、農雑作業については、300円引き上げることし、その他は料金を据え置くこととしました。

水田代かきの料金については、ほ場の状況によって代かきの実施回数や作業時間が異なり、個々の状況を目安料金に反映させるのは困難なことから、料金はこれまでどおりとし、備考欄に代かきの作業目安について「植え付け可能な程度まで」と説明書きを追加する方向で意見がまとまりました。

以上、農政専門委員会の検討概要と結果について、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と農政委員長からの審議概要の報告がありました。何かご質問等はありませんか。

安井鐘美委員 水田代かきの賃金につきましては、私の地域から、ちょっと安いのではないかと、ということで相談がありました。代かきをお願いした場合、ほとんど丁寧に3回やっているところが多いため、倍以上コストが掛かるという内容でした。ただ、この金額を大幅に変える事は困難だと思いますが、備考欄として、植え付け可能な程度までというところも、じゃっかんあやふやな表現に感じてしまうので、例えば、これにカッコ書きで3回以上、代かきの場合は協議の上とか、書いて頂ければよかったかなと感じました。

事務局 代かきについては協議の中で凄くもめました。回数については、先ほども触れたと思いますが、地域や場所で違いがあつて、2回のところもあれば、3回行っている場合もあるため、回数を書くことによって、かえって混乱を招くのではないかと、ということで、近隣市町を参考に回数を限定せず、植え付け可能な程度までという表現で取りまとめることとしました。この表は、あくまでも目安と言うところで判断して頂きたいと思います。

議長 他に、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**協議事項1**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって本案件は承認することに決しました。

議 長	次に、 <b>報告事項1 農用地第18条第6項の規定による通知について</b> を議題とします。事務局の説明を願います。
安井鐘美委員	今回の合意解約は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。
議 長	ただ今、安井 鐘美 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。  (異議なしの声)
議 長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長	次に、 <b>報告事項2 地目変更登記に係る照会に対する回答について</b> を議題とします。事務局の説明を願います。
佐々木力委員	今回の農用地利用配分計画は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。
議 長	佐々木 力 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。  (異議なし)
議 長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長	次に、 <b>報告事項3 非農地判断について</b> を議題とします。事務局の説明を願います。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	報告事項でありますのでご了承願います。 続いて、 <b>その他</b> に入ります。事務局から説明願います。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下限面積の廃止について</li> <li>・ 今後の行事予定について</li> <li>・ 令和4年度農業委員会活動記録簿の提出期限及び最適化活動の点検、評価に関する説明会</li> <li>・ 令和5年度最適化活動の目標設定について</li> </ul>
議 長	委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時00分

議 長

議事録署名委員

6 番

7 番